



発行所
美濃加茂市
災害対策本部
電話2111番

印刷所
美濃加茂市太田町
可茂新聞社
電話2515番

復興え力強い市の施策進む

美濃加茂市災害対策要項決まる

復興え、復興え、被害者の苦難を乗り越える辛苦、対策本部の不眠不休の活動と緊急市議会の再度の開会のなかに、各市に先がけて災害対策要項を決定し、実行に移し、又國の災害救助法の実施も図つた。

市民の総団結と助け合いのなかに復興えの柱の音はあらゆる辛苦と恐怖を忘却するようひびいて来る。

災害特報第二号は次の重要な復興えの措置を通報します。

全壊住家に五万円

半壊住家に二万円の融資

利子は半年市で負担する

住家の全壊された家庭は市内一九四戸がありますが、災害救助法によつて仮設住宅を七五戸分県に要請してあります。これには、仮住宅があるものは該当せず、又生活保護世帯が優先し、仮小屋程度のもので建築することができない者とかいふ条件のために限定

されて来るとともに、全壊住家総額の概ね三割までに制限されているので、応急仮設住宅の供与に該当しない全壊住家の方には市の保証によつて融資の便宜を圖り、利子は半年市で負担し借りる方は無利子とし一年間の期間で市中銀行及び各単位農協より貸出す

資材の確保と物価の正常化を図る

相次いで各業界に接渉

瓦、金物、木材等の不足、値上りが心配されておりこれについて県に対しても供給を依頼しているが、次の通り市内業者を緊急災害本部に招いて本部長、議長、関係部長が出席して協力を要請した。

者からの出荷と販買業者の円滑なる販買について協力を要請した。

5 神社の折損立木の処分は極力、市内で消化しよう要請した。

職業訓練生

応急復旧に協力

1 復旧のため市内の金物屋、木材、瓦、ガラス業者を招いて各資材の需給と物価の正常化について懇談要請した

2 市内金融業者に対し資材業者の災害資材確保に要する資金融資の協力を要請した

3 市内建設業者についても災害応急復旧工事施行について協力を要請した。

4 魚、菜の供給については市内の食品業者に対し、生産

市内の家屋再建の建設を始め応急修理等について市本部長より協力を要請し、練習生二十名が出動することになり災害本部の指示によつて、建設修理等にあたることになった。

全半壊住宅の見舞金

の被害者 一千元

義援金

▽十万円

大阪市長 中井光次氏

▽六万円

美濃加茂市議会議員一同

罹災者に対して次の通り郵便舞する。

1 〇死亡者の遺族に五千元

〇重傷者及び入院者に対して見舞金三千元

2 〇住家の全壊の被害者に五千円

〇住家の準全壊、三千円

〇住家の半壊及び床上浸水

県下のトツプを切つて

急援物資のトラツク到着

美濃加茂市へ

急援物資が到着。
三十日真夜午前二時半、本部職員が待つなかを毛布、地下足袋を満載した県本部よりの急援物資トラツクが入つて来た。台風十五号全県救助法発動以来、急援物資発送第一号が美濃加茂市の救援物資第一号にふりむけられて来た。
毛布(一、八六四)服(五三六)下着(二、二六六)手拭(一、二

六八)ナベ(六八〇)バケツ(一九四)ヤカン(一、九三七)ロソク(三、三九一)茶ワシ(五、三八四)皿(一、四五八)石鹸(九七二)和傘(二〇九)下駄(四四三)歯ブラシ(二、三二二)ハミガキ(七五五)チリ紙(九七二)地下足袋(七八二)を夜ついで各町罹災者に応じて配分され、「災害救援物資」の幕を明記して各町にト

ラツクは突ばしり各町の災害救助主任、連絡所長より該当自治会長を通して配布された。この救援物資は災害救助法によつて、住家の全壊、半壊の家庭にのみおくれるものであります。

自治会長さんには何かと御迷惑をかけますが、紙上を通じて深くお詫びすると共に、今後の罹災者に対する各種の救助について格別の御配慮をお願い申し上げます。

農業施設にも融資の道

1 中小企業融資保証の期間延長と手数料の免除
現在市において実施中の中小企業融資保証条例に特別を設け、今回の罹災者に限り運転資金三カ月を六カ月にし、設備資金六カ月を一カ年に期間を延長し、融資金を各々十万円までとして手数料を免除することにな

つた。又利率は二銭五厘である。
2 農家の養蚕部屋、畜舎等の倒壊等については自作農維持創設投資金によつて、特別第一号に掲載したように最高二十万円、年利五分、十五年以内で元利均等償還の途がある。

台風その後(日程2)

九月三十日

▽市長、県及び県議会に對策協議(午後一時より)

▽各町災害救助主任對策(午後一時より)

對策本部部長、對策協議(午後五時より十一時)

十月一日

▽朝午前二時県本部より救援物資到着、直ちに配分発送

▽緊急市議会、全員協議会(午前十時)

▽市内市中銀行支店長を本部に招致協議

市内土建業者、建設資材関係業者、食品関係業者

市税の減免その外

◎市税の減免等について

全半壊は勿論一般被害者に對しても市税の軽減を図るよう措置をする。又県民税の軽減についても県当局へ

強く要請している。

◎果樹並に菜園の樹勢回復措置を始め、共済金の早期概算交付について、関係機関と検討して措置をする。

保育所など復旧に着手

小・中学校、公民館、保育所其の他の市有物件については雨もり等応急復旧を三十日よ

り市土木課にて修理に着手した。

六万円を災害対策本部へ寄託

十月一日開催の市議会全員協議会

十月一日午前十時急速市議会全員協議会を開催し、二十九日の市議会後の経過と、措置の報告と提案された美濃加茂市災害対策要項を承認し、復旧を急速に進めることにした。その折、市民の助け合い運動の一端として議員一人二千元合計六万円を災害本部に即刻寄託し、罹災者に送ることに

なり関係者を感激させた。

各町災害主任

太田町 林 貞雄
古井町 山口 松
山之上町 福田 修一
修屋町 天野 薫
加茂野町 関宮 道郎
三和町 大矢富美雄
伊深町 渡辺 誠雄
下米田町 渡辺 誠雄

後記

災害特報第一、第二によつて市の対策と救援の内容が解つていただけだと思います。先ず当面緊急の措置として全機能を集中して県下のあらゆる災害地に先がけて措置をとつた訳であり、勿論これをもつて万全と致すわけではなく更に強力な復興への措置を進めると共に、市民一致団結助けあいのなかに郷土の復興を念じます。今後の措置経過等については特報によつて御連絡致します(災害対策本部)